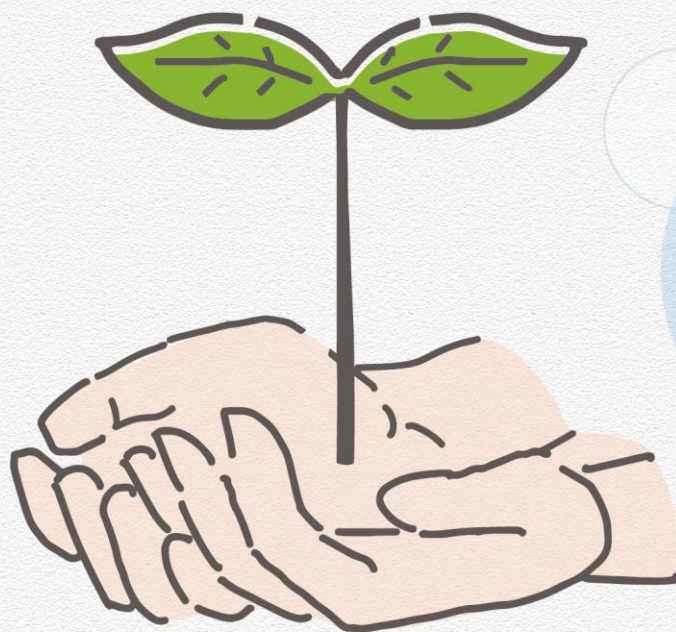


いわで し じんけん しさく きほん ほうしん
岩出市人権施策基本方針

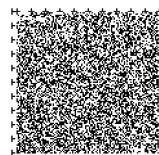
だいさんじかいでいばん
第三次改定版



ひと じんけん そんちよう こころやす
すべての人の人権が尊重され、心安らかに、
す ゆた せいかつ しみん きょうじゅ しやかい じっげん
住みよい豊かな生活を市民が享受できる社会の実現



れいわ ねん がつ
令和8年3月
いわでし
岩出市



1

基本方針の趣旨

これまでわが国では、人権が尊重される社会の実現をめざして様々な取組が進められてきましたが、依然として多くの人権課題が残存しています。

近年、虐待やハラスメント、拉致被害者の問題などの深刻な人権侵害に加え、ネット上の誹謗中傷や性的マイノリティへの偏見、外国人や出身地による差別など、人権課題はますます多様化・巧妙化しています。

本方針は、こうした社会背景や、国・県の動向を踏まえ、「人権が尊重されるまちづくり」を目標に、新たな人権課題を含む人権施策を総合的に推進するものです。

また、令和8年4月施行の「岩出市人権尊重のまちづくり条例」の趣旨に則り、第三次改定版を策定しました。この基本方針に基づき、一人ひとりの人権が尊重される明るい社会の実現をめざし、各施策に取り組んでいきます。

2

人権施策の基本理念

すべての人の人権が尊重され、心安らかに、
住みよい豊かな生活を市民が享受できる社会の実現

基本理念の実現に向けた人権施策の目標は次のとおりです。

- 1 人権尊重の理念に基づく民主的で活気のあるまちづくりをめざします。
- 2 誰もが地域社会の一員として参画できる公正・平等なまちづくりをめざします。
- 3 多様な文化や価値観、個性が尊重され、ともに豊かに暮らせるまちづくりをめざします。
- 4 各種団体、行政等の連携や協働、役割分担を行い、自主性や主体性を尊重したまちづくりをめざします。

岩出市人権尊重のまちづくり条例を策定しました

岩出市では、令和8年4月1日に、岩出市人権尊重のまちづくり条例を施行しました。

この条例は、あらゆる差別や偏見のない、明るく住みよい社会である「活力あるまち ふれあいのまち」の実現に向けて、人権意識の向上を図るためのものです。

条例の第9条には基本方針を定めることが位置付けられています。

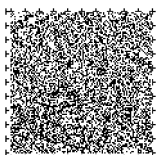
人権施策基本方針

第9条 市長は、人権施策の総合的な推進を図るための基本となる指針（以下「人権施策基本方針」という。）を定めるものとする。

2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 人権尊重のまちづくりの基本理念
- (2) 人権意識の高揚を図るための施策に関すること。
- (3) 人権に関する相談支援体制の整備に関すること。
- (4) 人権問題における分野ごとの施策に関すること。
- (5) その他人権施策を推進するために必要な事項

（抜粋）



すべての人の人権が尊重され、心安らかに、住みよい豊かな生活を市民が享受できる社会の実現

人権尊重の
理念に基づく
民主的で活気のあるまちづくり

人権尊重の視点に
立った行政の推進

- 人権尊重の視点に立った施策や制度の創設等
- 人権尊重の施策に携わる職員研修等の充実

誰もが地域社会の一員として
参画できる
公正・平等な
まちづくり

人権教育・啓発の
推進

- 人権教育の推進
- 人権啓発の推進

多様な文化や
価値観、個性が
尊重され、ともに
豊かに暮らせる
まちづくり

特定職業従事者に
対する人権教育・
啓発の推進

各種団体、行政等
の連携や協働、
役割分担を行い、
自主性や主体性を
尊重した
まちづくり

相談・支援の推進

- 相談・支援体制の充実・強化
- 救済体制の連携強化

- 人権施策の推進体制
 - ・市における推進体制
 - ・国・県・関係団体等との連携
- 人権施策の推進管理
 - ・情報の収集と提供
 - ・施策の点検・評価と方針の見直し

1 同和問題（部落差別）

2 子どもの人権

3 女性の人権

4 高齢者の人権

5 障害のある人の人権

6 外国人の人権

7 感染症・難病患者等
の人権

8 性的少数者に関する
人権

9 情報化社会における
人権

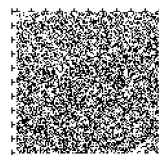
10 犯罪被害者等の人権

11 自殺

12 働く人の人権

13 その他の様々な人権
（患者の人権／アイヌ
の人々の人権や
北朝鮮当局による
拉致問題等）

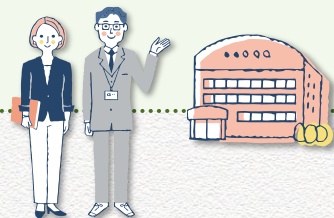
施策の
総合的
な推進



1 人権尊重の視点に立った行政の推進

本市のすべての業務は人権にかかわりがあり、市職員一人ひとりが人権感覚を磨き、あらゆる職場、様々な場面で人権尊重の視点に立って職務を遂行していきます。

- (1) 人権尊重の視点に立った施策や制度の創設等
- (2) 人権尊重の施策に携わる職員研修等の充実



2 人権教育・啓発の推進

市民一人ひとりが様々な人権課題について理解を深め、差別を見抜き、差別のない社会実現をめざすため、あらゆる場での啓発活動を推進します。

(1) 人権教育の推進

学校教育、幼稚園・保育所（園）・認定こども園、家庭、地域、職場、それぞれの場に応じた人権教育・啓発を推進します。

(2) 人権啓発の推進

市民の正しい知識の定着と意識向上をめざし、以下の活動を計画的に展開します。

- 相談・支援窓口に関する情報提供
- 人権に関するわかりやすい啓発の実施
- 企業における人権啓発活動の働きかけ



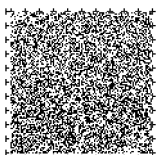
3 特定職業従事者に対する人権教育・啓発の推進

市職員、教職員等、社会教育関係職員、保健・医療・福祉・介護関係者など、人権に深くかかわる職業に従事する者（特定職業従事者）に対しては、一人ひとりが人権課題に対する正しい理解と認識を深め、人権意識を高めるとともに、あらゆる差別をなくすための態度と実践力を養う人権教育・啓発を充実します。さらに、今後も引き続き、特定職業従事者に向けた研修や啓発活動を推進します。

4 相談・支援の推進

各分野の相談・支援機能の充実を図り、国、県等の関係機関や人権擁護委員との連携を強化して、総合的かつ効果的な相談・支援を推進します。さらに、市民意識調査で相談しなかった市民が5割以上と回答されたことを受け、窓口情報の発信強化にも努めます。

- (1) 相談・支援体制の充実・強化
- (2) 救済体制の連携強化



分野 1 同和問題（部落差別）

従来の連携体制や教育・啓発活動を継続・充実させつつ、差別事象への迅速な対応と被害者救済体制を強化します。さらに、差別のない社会の実現に向けた人間形成の促進を新たな視点に加え、全体的かつ多角的なアプローチを推進していきます。

取組内容

- 家庭・学校・地域等における教育・啓発の推進
- 企業等における教育・啓発の推進
- 差別のない社会づくりに向けた取組の推進 など

分野 2 子どもの人権

家庭・学校・地域が連携し、子どもの人権意識の育成や虐待・いじめ、生活困難への支援を強化します。さらに子育て支援や成長環境を整え、デジタルシティズンシップ教育やSOS発信力の向上、大人の支援意識の醸成に努めます。

取組内容

- ヤングケアラーへの支援
- 情報モラルの向上のためのデジタルシティズンシップ教育の推進
- 子どものSOS発信力育成と、大人の支援意識醸成 など

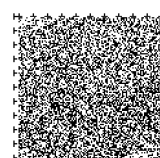


分野 3 女性の人権

ジェンダー平等の意識を醸成し、性別に関わらず男女が互いを尊重し自立した男女共同参画社会の実現をめざします。また政策決定過程や地域活動への参画、仕事と生活の調和、多様な働き方や処遇格差是正について関係機関と連携し、周知を図ります。

取組内容

- ジェンダー平等と男女共同参画社会の実現のための情報発信や学習機会の提供
- 男女間の処遇格差の是正や就労環境の整備に関する啓発の推進
- 地域活動やまちづくりの場において、女性が積極的に参画・活躍できる環境づくりの支援
- ファミリー・サポート・センターについて、利便性の周知啓発
- 男女共同参画に関する情報発信や学習機会の展開 など



分野 4 高齢者の人権

介護予防や生きがい活動に取り組む環境整備を進めます。人権尊重の視点を持ち、地域包括ケアシステムや権利擁護の推進を図ります。また、社会参加及び生きがいづくりを促進する取組や、相談体制の整備、地域見守り等を行います。

取組内容

- 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組の充実
- 高齢者の虐待防止及び高齢者の権利擁護の推進
- 適切な支援につながる相談体制の強化 など



分野 5 障害のある人の人権

ノーマライゼーションの理念のもと、障害の種別や程度を問わず自立と社会参加の実現を図ります。学校教育での相互理解や地域生活移行の支援を充実させ、必要な障害福祉サービスに加え、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を進めることで、自分らしく安心して暮らせる社会をめざします。

取組内容

- 成年後見制度の活用を含めた権利擁護の取組の推進
- 自分らしく安心して暮らし続けられる支援体制やサービスの充実
- 家族が抱える不安・負担軽減のためのサービスの充実 など



分野 6 外国人の人権

文化の違いを尊重するとともに、外国人も平等に扱われることを基本とし、能力を発揮できる環境整備をめざします。また、国際理解教育や交流活動を通じて、偏見や差別のない多様な価値観が尊重される社会づくりを進めます。

取組内容

- 国際理解教育及び交流活動の充実
- 多様な文化や価値観を尊重し合える地域づくりの推進
- 偏見や差別のないまちづくりの取組を含めた外国人の人権啓発の推進 など

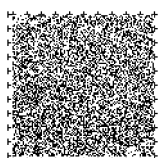
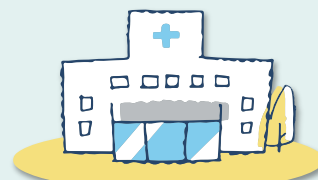


分野 7 感染症・難病患者等の人権

HIVやハンセン病等の感染症や難病等に関する正しい知識の普及・啓発を強化するとともに、病気に対する適切な医療情報の提供を推進します。さらに、関係機関との連携強化や多様な媒体による市民意識の向上を図ります。

取組内容

- 正しい知識の普及・啓発と理解の促進
- 適切な医療に関する情報提供
- 相談・支援体制の充実



分野 8 性的少数者に関する人権

正しい知識の普及・啓発と理解の促進を基盤とし、関係団体や教育機関との連携強化を通じた多様な価値観への理解の深化を推進します。さらに、悩みや不安を抱える当事者への相談体制の充実および、相談窓口の周知啓発を図ります。

取組内容

- 性的マイノリティに対する正しい知識の普及・啓発と理解の促進
- 性的指向・性自認で悩みや不安を抱える当事者への相談体制の充実

分野 9 情報化社会における人権

インターネットの利用に際して、利用者一人ひとりが互いの人権を尊重することの理解を深めるとともに、遵守すべき情報モラル・リテラシーの習得をめざします。また、学校や地域での教育によりマナー向上の啓発を強化します。

取組内容

- 情報モラルの向上に向けた取組の推進
- インターネット利用におけるマナー・モラルの向上のための啓発活動の強化
- 被害に関する相談・支援体制の整備、相談窓口の周知啓発 など

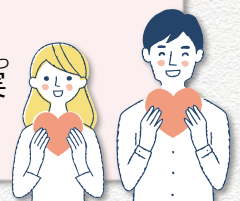


分野 10 犯罪被害者等の人権

犯罪被害者等基本法の趣旨に基づき、犯罪被害者やその家族の人権擁護に資する支援・啓発活動や相談体制の整備、充実した支援の推進に努めるとともに、国・県・警察・支援団体等との連携強化を図ります。

取組内容

- 犯罪被害者等の人権擁護に資する支援・啓発活動の推進
- 犯罪被害者・その家族が安心して相談できる体制の整備・支援の充実
- 国・県・警察・支援団体等との連携強化

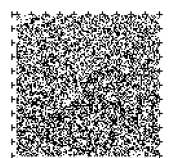


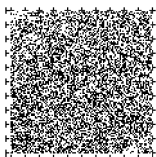
分野 11 自殺

自殺防止や遺族への支援体制の強化のみならず、地域ネットワークの充実、自殺対策を支える人材の養成・確保に取り組みます。さらに、保健、医療、福祉、教育、労働などの関連団体との連携強化により、自殺予防のための啓発や教育、職場環境の整備・充実を推進します。

取組内容

- 自殺や自死遺族に対する差別や偏見解消、相談窓口の周知強化
- 保健、医療、福祉、教育、労働、その他の関連する活動団体等との連携強化
- 自殺予防のための啓発や教育の充実
- 相談体制の充実





分野 12 働く人の人権

和歌山労働局等の関係機関と連携し、労働問題に関する相談体制の充実と企業へのハラスメント予防等の啓発活動を推進します。また、学校教育で労働法規等の学習を充実させ、子どもの望ましい職業観を育成します。さらに、本人の資質や能力に基づかない不利益をなくし、公正な採用選考の確立を通じて誰もが安心して活躍できる社会をめざします。

取組内容

- 和歌山労働局等の関係機関と連携した労働問題に関する相談体制の充実
- 企業や事業者に対し、正しい理解を深めるための啓発推進
- 学校教育において労働法規や労働問題等を取り入れた学習の推進
- 公正な採用と雇用の促進
- 研修・啓発の推進



分野 13 その他の様々な人権

その他の様々な人権問題については、対象となる人々の人権に配慮し、正しい知識の普及や市民の理解を促すための教育・啓発及び相談や支援策を推進します。今後、新たに発生しうる人権問題についても、それぞれの課題の状況に応じた取組を実施していきます。

取組内容

- 刑を終えて出所した人の人権
- ホームレスの人権
- その他の人権課題の主なもの
 - ・ 北朝鮮当局による拉致問題
 - ・ 生活困窮者の人権
 - ・ 性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引の人権問題
 - ・ 災害と人権、災害時における人権への配慮

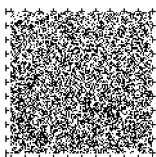
6 施策の総合的な推進

1 人権施策の推進体制

市における推進体制については、それぞれ関係部局において、人権尊重の理念に立つて施策を展開します。また、国・県・市町村等の関係機関との連携・協働を強化、情報の共有化、啓発活動の共同開催など、啓発や研修、相談等の効果的な推進を図ります。さらに、地域の関係団体とも連携・協働を強化し、人権尊重の理念の普及・啓発及び人権施策の推進を図ります。

2 人権施策の推進管理

人権に関する施策についての情報収集を行い、適宜、施策に反映するよう努めます。また、様々なメディアを通して市民へ適切に情報を提供していきます。本方針で策定した人権施策については、「岩出市人権推進懇話会」により定期的に点検・評価を行ない、方針の見直し等のフォローアップを行っていきます。



岩出市人権施策基本方針 第三次改定版【概要版】令和8年3月

発行：岩出市 編集：岩出市生活福祉部社会福祉課

〒649-6292 和歌山県岩出市西野209番地

TEL 0736-62-2141（代表）

FAX 0736-63-0075